

マイナ保険証,資格確認書がなくても 医療機関等を受診できます。

マイナ保険証,資格確認書を紛失あるいは自宅に残したまま避難されている方も、医療機関等で、各制度の対象者であることを申し出、氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てることにより、受診できます。